

むかわ町の機関の交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、むかわ町の機関に係る交際費（以下「交際費」という。）の支出に係る情報の公開に関し必要な事項を定め、もって行政運営の一層の透明性を図り、町民の町政等に対する理解と信頼を深めるものとする。

2 交際費の支出に係る情報の公開については、むかわ町情報公開条例（平成18年むかわ町条例第14号）に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(公表する内容)

第2条 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出発生日
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容
- (5) 出席者等

(分類)

第3条 前条に規定する支出区分は、むかわ町長交際費支出基準に関する要綱（平成18年むかわ町訓令第61号）第3条、むかわ町国民健康保険穂別診療所長交際費支出基準に関する要綱（平成19年むかわ町訓令第9号）第3条、むかわ町教育委員会交際費支出基準に関する要綱（平成19年むかわ町教育委員会訓令第3号）第3条、むかわ町議会議長交際費支出基準に関する要綱（平成19年むかわ町議会訓令第1号）第3条及びむかわ町農業委員長交際費支出基準に関する要綱（平成19年むかわ町農業委員会訓令第2号）第3条の規定によるものとする。

(公表の時期)

第4条 交際費の支出に係る情報の公表は、別記様式により毎月行うものとし、当該月分を翌月15日までにを行うものとする。

(公表の方法)

第5条 交際費の支出に係る情報の公表は、むかわ町ホームページに掲載するとともに、次の掲げる部署において閲覧に供することにより行うものとする。

- (1) 町長交際費 総務課総務係及び地域振興課
- (2) 所長交際費 むかわ町国保診療所
- (3) 教育委員会交際費 学校教育課及び教育振興課

(4) 議長交際費 議会事務局

(5) 会長交際費 農業委員会事務局

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成19年4月支出の交際費から適用する。
この場合において、平成19年4月分のむかわ町ホームページによる公表は、第4条の規定中「15日」とあるのは、「末日」に読み替えるものとする。

別表第1(第4条関係)

交際費支出の基準表

単位:円

支出区分	支出内容	金 額
会費	会費制による懇親会、祝賀会等	会費相当額
祝金品	慶事及び総会等各種行事	状況に応じ、相当額
記念品	町政運営に必要な記念品	状況に応じ、相当額
生花	慶事の場合	状況に応じ、相当額
見舞金	町政功労者、現職の町議会議員 又は町公職者が2週間以上入院 加療を要する場合	5,000

別表第2(第4条関係)

交際費支出の基準表

単位:円

支出区分		本 人		配偶者		血族・親族(父母)	
		香典	生花	香典	生花	香典	生花
弔慰	1 執行機関の長、委員	10,000	○	5,000	○	—	○
	2 執行機関の委員経験者	5,000	—	—	—	—	—
	3 執行機関の附属機関の委員	5,000	○	—	—	—	—
	4 町議会議員	10,000	○	5,000	○	—	○
	5 町議会議員経験者	5,000	○	—	—	—	—
	6 町政功労者	10,000	○	—	—	—	—
	7 むかわ町における各界の功労者	5,000～ 10,000	○	—	—	—	—
	8 職員(嘱託、臨時職員を含む。)	10,000	○				
	9 高齢者(数え年80歳以上で町在住30年以上)が死亡した場合	5,000					
	10 上記のほか、町長が特に必要と認めたもの	5,000～ 10,000	○	5,000～ 10,000	○	5,000～ 10,000	○
	11 町民	弔旗					

備考: 第10号中、町長が特に必要と認める場合においては、香典を増額することができる。

: 生花は、時価額とする。

: 区分11を除き重複適用をしない。この場合において、支出区分の職は支出基準の高い職により支出するものとする。